

○茨城県立医療大学附属図書館C A I・A Vコーナー利用細則

平成7年4月6日  
第1回 教授会

改正 平成11年4月21日

(趣旨)

第1条 この細則は、茨城県立医療大学附属図書館利用規程（平成7年医療大訓第32号。以下「利用規程」という。）第20条に基づき、C A I・A Vコーナーの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 C A I・A Vコーナーを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教員、職員及び学生
- (2) 本学の研究生及び科目等履修生
- (3) その他図書館長が必要と認めた者

(利用の手続き)

第3条 C A I・A Vコーナーを利用しようとする者は、利用規程第4条に規定する身分証明書等とC A I・A Vソフトをもって図書館員に利用申し込みをするものとする。

2 利用者が1回に利用申し込みが出来るC A I・A Vソフトは、3本までとする。

(利用時間)

第4条 C A I・A Vコーナーの利用は、開館時間内とする。

(利用者の義務)

第5条 利用者は、利用に際しては、設備等を常に良好な状態に保ち、利用後は原状に復さなければならない。

2 利用したC A I・A Vソフトは図書館員に戻すものとする。

(損害弁償)

第6条 利用者が故意または重大な過失により、設備等を損傷したときは、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

(利用の取り消し)

第7条 利用者が、この細則に違反し、又は図書館の運営に重大な支障を生ぜしめたときは、図書館長は、その利用を取り消し、又はその利用を停止することができる。

(委任)

第8条 この細則に定めるもののほか、C A I・A Vコーナーの利用に関して必要な細目は、図書館長が別に定める。

付 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成11年4月21日から施行する。